

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年9月14日

【四半期会計期間】 第35期第2四半期(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

【会社名】 スリープログループ株式会社

【英訳名】 ThreePro Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 関戸明夫

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

【電話番号】 03(6832)3260

【事務連絡者氏名】 執行役員 古野孝志

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

【電話番号】 03(6832)3260

【事務連絡者氏名】 執行役員 古野孝志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月30日に提出いたしました第35期第2四半期（自平成23年2月1日至平成23年4月30日）の四半期報告書に添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書に、一部原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第5【経理の状況】

2 監査証明について

四半期レビュー報告書

前第2四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5【経理の状況】

2 監査証明について

（訂正前）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年11月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、三優監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年11月1日から平成23年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

（訂正後）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年11月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、三優監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年11月1日から平成23年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第34期連結会計年度 三優監査法人

第35期第2四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 新日本有限責任監査法人

また、前第2四半期連結累計期間（平成21年11月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期レビュー報告書は、平成23年2月28日に提出した四半期報告書の訂正報告書に添付されたものによっております。

(訂正前)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月14日

スリープログループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小林 昌 敏 印

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスリープログループ株式会社の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年2月1日から平成22年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スリープログループ株式会社及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

(訂正後)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月25日

スリープログループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	小林 昌敏	印
業務執行社員	公認会計士	瀬尾 佳之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスリープログループ株式会社の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年11月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スリープログループ株式会社及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。